

## 投資信託取引報告書等の電子交付サービスに関するご案内

### 1. 電子交付サービスとは

投資信託取引報告書等の電子交付サービス（以下、「当サービス」といいます）は、法令により投資信託お取引に関して当行からお客様への交付が義務付けられている取引報告書等の書面を、「書面での交付（郵送）」に代えてウェブサイト上（インターネット投資信託サービス）において「電子書面（PDFファイル）で交付し閲覧できるサービス」です。

### 2. 電子交付対象書面

当サービスの対象となる報告書等は、以下の8種類です。

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) 投資信託分配金のお知らせ（兼再投資報告書）
- (4) 分配金・償還金お支払いのご案内（支払通知書）
- (5) 特定口座源泉徴収（還付）明細書
- (6) 運用報告書
- (7) 特定口座年間取引報告書
- (8) 上場株式配当等の支払通知書

なお、(5) (7) (8) については、特定口座内における公共債のお取引分も含まれます。

### 3. 利用条件

当サービスのお申込には、常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」をご契約のうえ、投資信託口座を関連口座として登録いただくことが必要です。

### 4. 利用手数料

当サービスのご利用手数料は無料です。

### 5. 利用方法

当サービスによる各種報告書等の閲覧は、インターネット投資信託サービス（アクセスジェイ「ネットアクセス」）にログイン後、「投資信託」メニューを開く）よりご利用になれます。

### 6. 利用開始時期等

当サービスの申込を当行が受理し、システム登録が完了した日以降に作成される前記2. の書面は、すべて電子交付され、郵送による交付はされません。当行のシステム登録は当行が申込を受理した日から3営業日後までに完了します。報告書等の作成日は、お取引内容や報告書等の種類により異なります。

当サービスによる各種報告書等の閲覧は、報告書等作成日の翌々営業日午前10時から、作成日の5年後まで可能です。アクセスジェイを新規にご契約される場合は、「アクセスジェイご契約者カード」がお手元に届いた後（お申込後約2週間で郵送）に閲覧が可能になります。なお、すでに郵送で交付した報告書等は、当サービスによる閲覧はできません。

#### 【ご注意事項】

- ・当サービスは、当行のウェブサイト上（インターネット投資信託サービス）に書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法により行います。
- ・当サービスのご利用には、「アクセスジェイ」のご契約および「アクセスジェイご利用ガイド」等で当行が推奨するインターネット利用環境、PDFファイル閲覧ソフト等が必要となります。
- ・当サービスのご利用は、アクセスジェイ「ネットアクセス」投資信託サービス時間帯に限ります。
- ・当サービスの申込は、前記2. の対象書面について一括して行うものとし、一部の書面のみ限定してのご利用はできません。前記2. の対象書面に変更（追加・削除）が生じた場合には、当行ホームページ上にてお知らせし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものといたします。
- ・当サービスをご利用いただいている場合でも、法令の変更や監督官庁等の指示、またその他必要な状況が発生した場合には、当サービスに代えて、既に当サービスで交付した書面も含めて郵送による交付を行うことがございます。
- ・以下に該当する場合には、当サービスのご利用を中止させていただき、各種報告書等は郵送による交付に変更させていただきます。
  - (1) お客様が当サービスの利用中止を申出た場合
  - (2) お客様がアクセスジェイ関連口座から投資信託口座を削除した場合
  - (3) お客様がアクセスジェイを解約した場合
  - (4) 当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合

以上